

# 福祉3医療制度のご案内

## ●こどもの医療費

**支給対象** 町内在住の高校3年生まで  
**必要書類** 保険証、申請者名義の預金通帳、印鑑

## ●ひとり親家庭等医療費

**支給対象** ひとり親家庭、父または母に一定の障害のある家庭の児童とその親、養育者。  
 ※児童とは、18歳に達した年度末までの子、一定の障害がある20歳未満の子。 ※所得制限があり。  
**必要書類** 保険証、戸籍謄本、所得証明書(1月2日以降に転入されたかたのみ)、印鑑、申請者名義の預金通帳  
 ※児童扶養手当受給者は、保険証と手当証書のみで申請できます。

## ●重度心身障害者医療費

**支給対象** 身体障害者手帳1～3級を有するかた  
 療育手帳、㉔、A、Bを有するかた  
 精神障害者保健福祉手帳1級を有するかた  
 65歳以上で後期高齢者医療に基づく障害認定を受けたかた  
 ※65歳以上で新たに障害者手帳を取得したかたは対象となりません。 ※所得制限があり。  
**必要書類** 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、保険証、印鑑、申請者名義の預金通帳

## 医療機関にかかる場合

### 【秩父郡市内の医療機関】

「保険証」および「受給資格証」を医療機関に提示し受診してください。窓口払いはありません。

### 【自己負担の例外】

1か月の自己負担額が21,000円を超えた場合、または整骨院や秩父郡市外の医療機関を受診した場合は、一度窓口払いとなります。領収書を持参して支給申請をしてください。

## 支給対象外

下記のものゝ支給対象外です。3医療の受給者証は使わないでください。

- 保育園、幼稚園や小・中学校でのケガ(登下校を含む)などにより、日本スポーツ振興センター災害共済給付の適用となるもの。
- 保険外の医療費(健康診断、予防注射、薬容器代、診断書料、食事療養費など)
- 高額療養費や附加給付の適用がある場合(加入健康保険者から支給されます。)

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

## 特別障害者手当・障害児福祉手当のご案内

在宅の重度障害者(児)のかたに対して、特別障害者手当および障害児福祉手当を支給しています。

	特別障害者手当	障害児福祉手当
<b>対象</b>	在宅の20歳以上の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を必要としているかた	在宅の20歳未満の重度障害者で、日常生活において常時介護を必要とするかた
<b>支給の対象とならないかた</b>	○病院などに継続して3か月を超えて入院しているかた ○施設などに入所しているかた ○本人または同居の親族の所得が一定以上あるかた(限度額は扶養親族数により異なります)	○障害を事由とする公的年金を受給されているかた ○施設などに入所しているかた ○本人または同居の親族の所得が一定以上あるかた(限度額は扶養親族数により異なります)
<b>支給月額</b>	27,200円 (2・5・8・11月に3か月分を合算した額を支給)	14,790円 (2・5・8・11月に3か月分を合算した額を支給)

※いずれの手当も、原則、医師の診断書により認定されます。申請方法など詳しくは、下記担当へご相談ください。

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233  
 県秩父福祉事務所 生活保護・地域福祉担当 ☎22-6228